

会 員 各 位

公益社団法人青森県トラック協会
会 長 森 山 慶 一

会費規程の改正に伴う車両割区分の変更及び保有車両台数調査について

平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年6月14日開催の第49回通常総会において、近年の車両の安全対策、環境対策等の装備等により、車両総重量に対し最大積載量が縮小化している実態等を踏まえ、車両割の最大積載量の区分を10トンから8トンに見直す会費規程の改正案が可決承認されました。

つきましては、令和6年度第3期請求（10月から12月分）から適用するため、改めて、保有車両台数調査を行いますので、10月1日（火）までに別紙により報告くださいますようお願い申し上げます。

また、会費算定に係る基準日等は従前どおりとし変更はございません。

なお、報告の無い場合は、「(旧)10ト未満を(新)8ト未満へ」「(旧)10ト以上を(新)8ト以上へ」の取扱いとさせていただきますことをご了承ください。

1. 会費（月額）

(1) 平等割 2,000円（変更なし）

(2) 車両割

改正後（令和6年度第3期請求から適用）

最大積載量	2トン以下	8ト未満	8ト以上
1台当たり	100円	150円	170円

改正前（現行）

最大積載量	2トン以下	10ト未満	10ト以上
1台当たり	100円	150円	170円



2. 会費請求及び納入

(1) 請求月の基準日時点で会員から報告のあった保有車両台数に基づき請求する。

(2) 事業年度を3か月毎に分割し、当該翌月の末日までに所属支部を通じ納付するものとする。

項 目	第1期	第2期	第3期	第4期
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
請 求	4月	7月	10月	1月
納 付	5月末	8月末	11月末	2月末